

# Asset Based Lending

# 流動資産担保 融資保証制度



## 流動資産担保融資保証制度とは

中小企業者の資金調達手段の円滑化・多様化を図るため、流動資産(売掛債権および棚卸資産)を、金融機関ならびに当協会に担保として譲渡することで、融資を受ける制度です。

不動産担保によらない資金調達方法として、積極的に推進しています。

## ご利用のメリット

### 1 不動産担保に頼らない資金調達力

不動産担保や第三者保証人によらず、貴社の営業取引から発生した売掛債権や棚卸資産を担保に、借入ができます。

### 2 資金繰りを改善

取引先からの入金を待たずに、資金調達が可能です。

### 3 借入限度額の拡大

一般の保証とは別に、2億5,000万円(保証限度額2億円)を限度としたお借入が可能になります。

### 4 低率・固定の信用保証料率

信用保証料率は、一律年0.68%です。

## 担保となる流動資産

### 売掛債権

国内の事業者(官公庁を含む)に対する売掛債権が対象です。

物品の販売債権だけでなく、サービスの提供による売掛債権も対象になります。

#### 具体例

売掛金債権、運送料債権、  
工事請負代金債権、診療報酬債権

※売掛債権を当協会と金融機関に譲渡していただきますので、取引契約の中に債権譲渡禁止特約がある場合は、解除が必要です。

### 棚卸資産

中小企業者が行う事業により生じる(予定を含む)ものであり、かつ、決算書に計上される(予定を含む)棚卸資産が対象になります。

#### 具体例

商品仕入による在庫商品、  
製造業における製品在庫、  
仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品

※担保とする棚卸資産は、動産譲渡登記をすることができるものに限られます。  
※棚卸資産を担保とする方は、法人に限ります。

お問い合わせ先

**鹿児島県信用保証協会**

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号

保証部 TEL 099-223-0271

経営支援部 TEL 099-223-0274

# 対抗要件について

売掛債権や棚卸資産を担保として譲渡した（譲渡担保契約）後、借入される前までに、「対抗要件の具備」と呼ばれる、法律（民法または動産債権譲渡特例法）が定める担保の保全を行う手続きが必要になります。

		対抗要件 (売掛債権については売掛先ごとにいずれかを選択)	具体的手続き
売掛債権 (※1)	①承諾	売掛債権の譲渡に関して、売掛先の承諾を得る。	売掛先から「承諾書」をもらい、その後公証人役場で確定日付をもらう。
	②通知	売掛債権を譲渡したことを、売掛先に通知する。	売掛先に「通知書」を内容証明郵便で送付。
	③登記 (通知の留保)	売掛債権を譲渡したことを、法務局に登記する。 (金融機関が必要と判断した時点で売掛先に通知する。)	東京法務局(中野)で債権譲渡登記手続き。
棚卸資産 (※2)	棚卸資産を譲渡したことを、法務局に登記する。		東京法務局(中野)で動産譲渡登記手続き。

※1 個人事業主の方、あるいは個別保証をご利用の方は、「①承諾」「②通知」のいずれかになります。

※2 棚卸資産を担保とする方は、法人に限られます。

## 制度概要

ご利用いただける方	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者です。 なお、棚卸資産を担保とする場合は、法人に限ります。
資金使途	運転資金および設備資金です。
保証限度額及び保証割合	保証限度額は2億円(借入限度額は2億5,000万円)です。 保証割合は、80%の部分保証です。
保証形式	あらかじめ一定の借入限度額、期間を定め、その範囲内で反復継続する「根保証」と、1回の借入について、その都度保証する「個別保証」が利用できます。 なお、棚卸資産を担保とする場合は、「根保証」のみの取扱いとなります。
貸付形式	根保証の場合は当座貸越、個別保証の場合は手形貸付です。
返済方法	根保証の場合は、約定弁済または非約定弁済(随時弁済)、個別保証の場合は、返済引当とした売掛債権の支払期日に一括弁済となります。
保証期間	根保証は1年(当初保証から3年までの範囲で更新による延長可能)、個別保証は1年以内です。
担保	根保証は、売掛債権または棚卸資産(両方を担保とすることもできます)、個別保証は、売掛債権のみです。
連帯保証人	法人での申込みの場合は代表者のみ、個人での申込みの場合は不要です。
信用保証料	借入額(根保証の場合は極度額)に対して年0.68%です。
貸付利率	金融機関所定の利率です。

## 実際の借入限度額について

### 売掛債権

売掛債権額に売掛先の信用力と対抗要件具備方法に応じて設定された掛目(70%~100%)を乗じた範囲内です。

$$\text{借入限度額} = \text{売掛債権} \times \text{掛目}$$

### 棚卸資産

原則として、棚卸資産の直近の簿価に掛目(原則として30%)を乗じた範囲内です。

$$\text{借入限度額} = \text{棚卸資産} \times \text{掛目}$$